

中央環境審議会答申（平成22年1月29日） 今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について（抄）

IV 今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方

4 地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減

（1）地域社会での情報共有によるオープンな取組の促進

現行の「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」においては、事業者の公害防止管理の取組に関して公表・開示を求める規定は設けられていない。

一方、事業者の社会的責任（CSR）に対する関心の高まりともあいまって、事業活動に伴う汚染物質の排出に関する情報の公表・開示が国際的な潮流となりつつある。

このような中で、我が国においても、国民への情報提供と事業者の自主的管理の促進等を目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）（平成11年）、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年）、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成17年改正法）等において化学物質等の公表・開示が進められている。

「化学物質排出把握管理促進法」等の制度では、汚染物質の排出削減に効果を発揮しているほか、事業活動と地域社会を結ぶリスクコミュニケーションの手段としても活用されている。こうした観点から、公害防止管理の促進と大気環境・水環境への負荷の低減を図るための新たな手法として、地域社会で事業者の公害防止管理に関する情報を共有することは、地方自治体とも緊張関係を保ちながら、地域における環境保全と地域住民の安全・安心・信頼の確保を図るとともに、事業者による汚染物質の排出削減の取組を一層促進する上で効果が期待される。

このため、こうした事業者による汚染物質の排出削減の取組の必要性を責務として明確化するとともに、国は、中小企業者への負担を考慮しつつ、事業者による排出測定データ等の公表・開示の推進を図ることが必要である。これに際しては、インターネットの活用により、幅広い情報について適時の提供・更新が可能となると考えられる。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」においては、規模の大きな事業者を対象に、ステークホルダーとの環境コミュニケーションを促進するツールである環境報告書の公表等を行うように努めるものとされており、これを活用することも有効である。

(2) 地域のパートナーシップによる公害防止の取組の促進

事業者による公害防止の取組は地方自治体の指導を受けつつ実施されるが、こうした取組に加え、住民が地域の環境問題を自らの問題ととらえ情報を共有し、地方自治体、事業者とのパートナーシップを形成することにより、公害問題を克服した事例が見られる。

こうした取組を推進する観点から、排出基準の超過等が発生した場合には、事業者は、地方自治体の協力も得ながら、環境負荷の多寡、対応措置、再発防止策等について、環境報告書等を活用して地域の住民や団体に分かりやすく具体的な説明を行うべきである。この場合、インターネットを用いることも効果的である。

また、定期会合や工場見学の実施等により、日ごろから地域の住民や団体との密接なリスクコミュニケーションを図ることが望まれる。これらの取組は公害防止活動に対する住民の関心を高める上で有効であり、国や地方自治体は、毎年6月の「環境月間」や12月の「大気汚染防止推進月間」等を通じて、こうした事業者の取組を広めることも重要である。

なお、例えば、河川ごとに設置されている水質汚濁対策連絡協議会において、環境部局、河川管理者、利水者等が、水質汚濁防止に関する情報交換や緊急事態の発生に即応できる連絡体制・情報共有体制・対策の実施体制が構築されている。こうした仕組みを参考にする、又は活用する等して、地域における公害に関する情報を関係者が共有すること等が必要である。

(3) 住民・NPO等が持つノウハウを生かした地域の公害防止の推進

深刻な公害問題の解決に取り組んだ地方自治体・企業の職員が退職し、公害防止の現場で人材が不足しつつある一方で、こうした公害防止対策の専門家が地域社会に入ってきているととらえることができる。

実際に、地方自治体や企業での公害防止対策の経験者が、その豊かな専門知識と技術を生かして地域社会に貢献するためNPOを組織し、地域において公害防止活動の展開を図ろうとする動きが見られており、地域と地方自治体、事業者をつなぐ役割として、このような公害防止対策の専門家の経験が地域の中で発揮されるような取組を進めることが重要である。